

別表第 1 (第 3 条関係)

勤務時間		休憩時間
直日勤務	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
ヒル勤務	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午前11時30分から午後 0 時15分まで 又は 午後 0 時15分から午後 1 時まで
ヨル勤務	午後 4 時45分から 翌午前 9 時15分まで	午後 7 時から午後 7 時30分まで又は 午後 7 時30分から午後 8 時まで 及び 午前 5 時30分から午前 6 時まで又は 午前 6 時から午前 6 時30分まで

備考 ヨル勤務において、始業時刻から時間休暇を取得した場合の休憩時間は、次に掲げるとおり変更する。

- (1) 始業時刻から 1 時間、2 時間及び 3 時間の時間休暇を取得したとき
午後 9 時から午後 9 時30分まで又は午後 9 時30分から午後10時まで及び午前 5 時30分から午前 6 時まで又は午前 6 時から午前 6 時30分まで
- (2) 始業時刻から半日休暇 (4 時間) 及び 5 時間の時間休暇を取得したとき
午前 5 時から午前 6 時まで又は午前 6 時から午前 7 時まで

別表第 2 (第 3 条関係)

6 直 2 交替表

	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目
1 班	ヒル	ヨル	明	休	日	日
2 班	日	ヒル	ヨル	明	休	日
3 班	日	日	ヒル	ヨル	明	休
4 班	休	日	日	ヒル	ヨル	明
5 班	明	休	日	日	ヒル	ヨル
6 班	ヨル	明	休	日	日	ヒル

備考 1 「ヒル」は「ヒル勤務」を、「ヨル」は「ヨル勤務」を、「明」は「明勤務」を、「休」は「休日」を、「日」は「直日勤務」をそれぞれ示す。なお、ヨル勤務が日をまたぐ勤務であるため、その 2 日目を「明勤務」と示すものである。

- 2 交替勤務技術職員が属する班及び勤務サイクルの開始日については、柴島浄水場長が決定する。

別表第3（第4条関係）

勤務時間		休憩時間
直日勤務及び ヒル勤務	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	午後 0 時15分から午後 1 時まで
ヨル勤務	午後 4 時45分から 翌午前 9 時15分まで	午後 7 時から午後 7 時30分まで又は 午後 7 時30分から午後 8 時まで 及び 午前 5 時30分から午前 6 時まで又は 午前 6 時から午前 6 時30分まで

備考 ヨル勤務において、始業時刻から時間休暇を取得した場合の休憩時間は、次に掲げるとおり変更する。

- (1) 始業時刻から 1 時間、2 時間及び 3 時間の時間休暇を取得したとき
午後 9 時から午後 9 時30分まで又は午後 9 時30分から午後10時まで及び午前 5 時30分から午前 6 時まで又は午前 6 時から午前 6 時30分まで
- (2) 始業時刻から半日休暇（4 時間）及び 5 時間の時間休暇を取得したとき
午前 5 時から午前 6 時まで又は午前 6 時から午前 7 時まで